

經常利益を上げるために、新たな取り組みに挑戦する
中小企業者に対し、経費の一部を補助します！

令和8年度糸島市 がんばる中小企業者応援補助金

がんばる中小企業者応援補助金の概要

商工業の活性化を図るため、商工業者が経営革新を行う新規事業に対して、市がその経費の一部を補助します。

【新規事業の例】

- ・新商品や新サービスの開発・販売
- ・商品の新たな生産・販売方式の導入
- ・サービスの新たな提供方式の導入
- ・技術に関する研究開発とその成果の利用
- ・その他新たな事業活動
- など

補助対象事業・補助率・補助限度額

事業区分	補助対象経費に対する補助率	補助金の限度額
(1) 経営革新計画に従って行われる 経営革新のための事業 ※1 ※2	3分の2以内 ※3	40万円
市内農林水産物を50%以上使用する事業	3分の2以内	60万円 ※4
(2) 上記(1)に準じる事業であると市長が認める事業	3分の1以内	10万円
市内農林水産物を50%以上使用する事業	3分の1以内	15万円 ※5

※ 1 経営革新計画とは、中小企業が「新事業活動」に取り組み、「経営の相当程度の向上」を図ることを目的に策定し、県知事が承認する中期的な経営計画書です。一つの経営革新計画への補助金の交付は1年度に1度まで、かつ、その経営革新計画への交付は最大で3ヶ年度までとします。詳しくは、福岡県ホームページをご覧ください。

(<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/keiei-kakushin.html>)

※ 2 補助対象経費は消費税を含みません。

※ 3 工事請負費、機器・備品購入費の合計は、40万円を限度とします。

※ 4 工事請負費、機器・備品購入費の合計は、10万円を限度とします。



補助対象者

次の要件をすべて満たす者としてします。

- ① 糸島市内で商工業を営む中小企業者
(中小企業基本法第2条第1項に規定する者のうち商工業を営む者)。
- ② 糸島市税の滞納がないこと。
- ③ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に規定する営業を行っていないこと。
- ④ 暴力団などと関係がないこと。
- ⑤ フランチャイズ契約又はこれに類する契約に基づく事業でないこと。
- ⑥ 創業から1年以上経過していること。

補助対象経費

補助対象となる経費は、新規事業の実施に直接必要な経費のみです。他の補助金等（国、県、市、その他団体によるものを含む。）との併用はできません。

対象となる経費の項目	例
報償費	講習会の講師謝礼、会議開催時の謝礼など
旅費	新規事業実施のために必要となる旅費・宿泊費など
需用費（食糧費は除く）	新商品開発に必要な消耗品の購入費、新規事業のチラシ・パンフレット印刷費、のぼり旗の製作費など ※チラシ等の印刷費は、事業で使用済の分のみ補助対象です。
役員費	新規事業PRのための広告宣伝費、検査手数料など
委託料	新規事業のマーケティング調査費、ホームページの作成費、チラシ・パンフレット等のデザイン費など ※新規事業に関する部分のみが補助対象です。
使用料及び賃借料	新規事業PRのためのイベント出展料など
工事請負費	新たな事業活動を行うための店舗改装費、新規事業の広告のための看板設置費など
原材料費	新商品開発に必要な原材料費など ※販売物に係る原材料費は、補助対象外です。
備品購入費	新規事業実施に必要な備品の購入費など ※パソコン、タブレット、乗用車など、事業以外に使用できる汎用性が高い物品は補助対象外です。
その他市長が必要と認める経費	上記以外で事業主旨に沿う費用か市が判断します。

事業の効果目標設定

次のとおり、効果目標を設定してください。

事業区分	効果目標
(1) 経営革新計画に従って行われる 経営革新のための事業	3年後の経常利益が3%以上向上
(2) 上記(1)に準じる事業であると市長が認める 事業	3年後の経常利益が2%以上向上

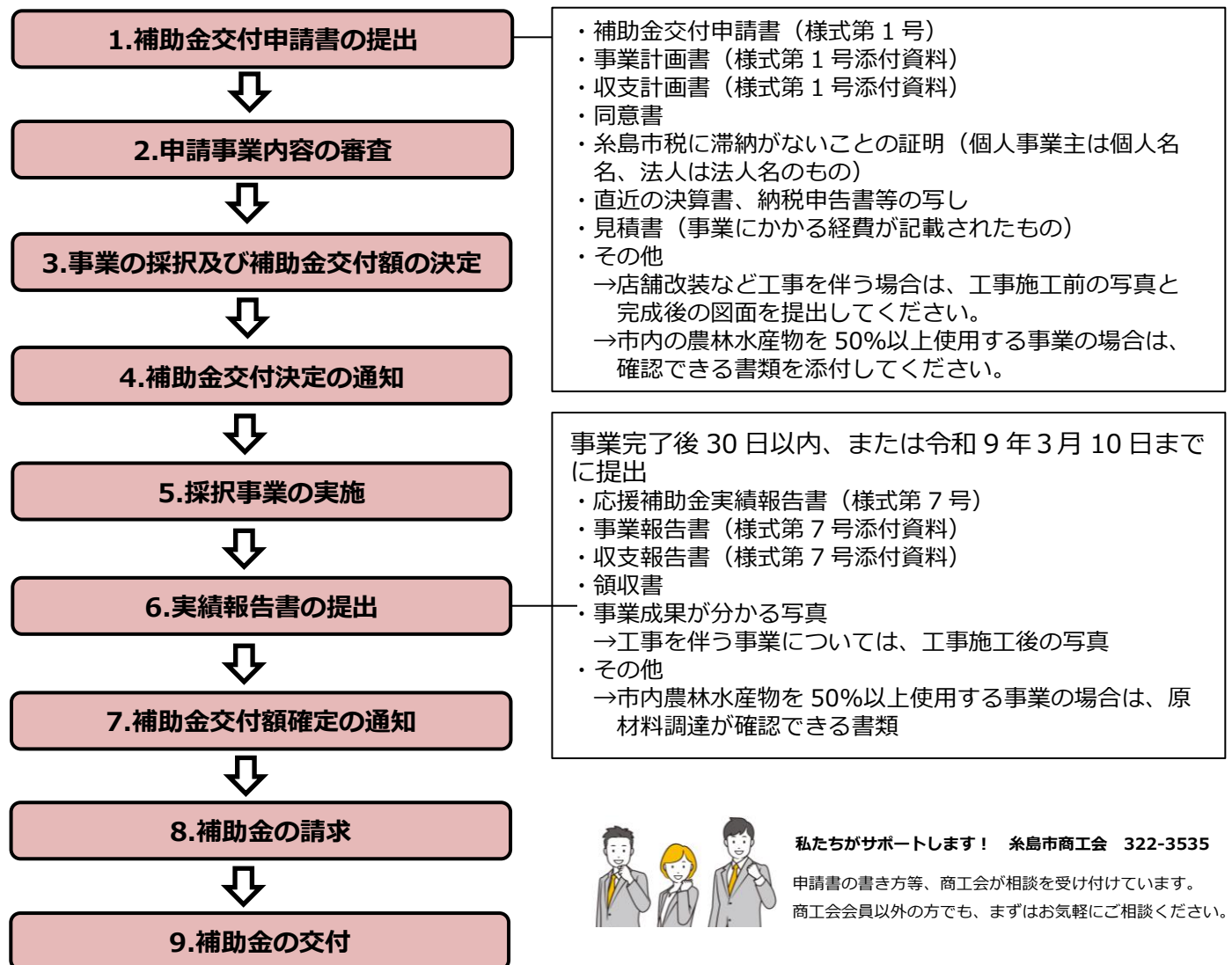
※3年後の経常利益が目標を達成しているかなど事後アンケートを行います。

申請から補助金交付までの流れ

※補助金交付決定前に着手（予約、発注、申込、契約など）した事業は、補助対象外です。

※事業内容等を変更する場合は、事前に承認が必要です。

※事業期間内に支払いを完了してください。事業期間外の支払い分は、補助対象外です。



注) 実績報告書の実績により、交付額が減額となる場合があります。

注) 交付決定後、事業を実施できなくなった場合や、事業内容に変更や中止があった場合は、申請の取下げや承認の変更・中止の決定を受ける必要があります。

採択の例

採択は、以下のポイントを基に審査します。

- 新商品の開発または製造
- 新サービスの開発または提供
- 商品の新たな生産または販売方式の導入
- サービスの新たな提供方式の導入

【事例】

- ・ カフェ経営者が観光客向けに「自転車レンタルサービス」を開始
- ・ ケーキ屋さんが、「ケーキ自動販売機」を導入
- ・ ジュース屋さんが、果物の皮を活用し「石鹸」を開発・販売

不採択の例

すでに生産・販売・実施しているものの「レパートリー」と市が判断するものに関しては、経営革新計画に記載されていても、対象にならない場合があります。

事業内容は事業者ごとに多様であり、補助対象の可否は異なる場合があります。判断が難しい場合はお気軽にご相談ください。

- ・ ドレッシングを製造している事業者が、新商品として、別の素材を使ったドレッシングを開発する。
- ・ すでにある店舗HPをリニューアルする。または情報を追加する。
- ・ 既存商品のパッケージを更新する。

申請期限

令和8年1月29日（金）までです。

事業期間

補助金交付決定の日から、令和8年2月28日（日）までです。

事業内容の変更や事業中止する場合

交付決定後、事業が実施できなくなった場合、事業内容に変更や中止があった場合は、各書類を商工振興課へ提出する必要があります。変更および中止する前に必ずご連絡ください。

事業の成果、公表について

補助金の交付確定後、原則として補助事業者名を公表します。また、同意を得られた事業については、事業名等を公開する場合があります。

事後アンケートを実施しますのでご協力をお願いします。

そのほか、会議等で補助金の成果発表を依頼する場合があります。

事業の関係書類の保存について

事業実施に関する帳簿や書類等は、終了後5年間保存する必要があります。

【お問い合わせ先】

糸島市 経済振興部 商工振興課 商工労働係
〒819-1192 糸島市前原西一丁目1番1号
TEL 092-332-2096
Email shokoshinko@city.itoshima.lg.jp